

## 計画（案）修正に係るこれまでの経過

## 第 2 回審議会（R3. 10. 26）での主なご意見とその対応

○食中毒の発生件数が多い。

→P.24 これまでも監視指導や啓発を行ってきたが、アニサキス・カンピロバクター・ノロウイルスの 3 つの食中毒については特に重点的に対策の啓発をしていくこととし、取組の方向の記載内容を修正。

○アニサキス対策について衛生部門と水産部門の連携ができないのか。

→衛生部門では加工・販売段階へ、水産部門では生産段階へのアプローチが主となるため、合同事業を 5 カ年計画に盛り込むことはしないが、食中毒事例や対策等の情報共有を行い、各部署が対象事業者への啓発を引き続き行う。（本文の変更はなし）

○食中毒事例は事業者にとって食中毒予防に有益な情報であるため、情報提供してほしい。

→P.24 取組③に「具体的な事例」の旨記載あり

○テイクアウト・デリバリーに対する啓発は、事業者だけでなく利用する客に対しても行ってほしい。

→P.24 取組⑧のほか、P.26 取組③も関係。

○デジタル化の時代に対応して、ネット配信等も検討してほしい。

→必要に応じて取り入れていく。外商や消費生活関係等、既に実施している分野もある。（本文の変更はなし）

## その他、パブリックコメントまでに行った修正等

○字句修正

○第 3 章「重点取組」、参考資料、相談窓口について加筆増頁

## 意見公募手続（パブリックコメント）を実施

募集期間：令和 3 年 12 月 6 日（月）から令和 4 年 1 月 5 日（水）まで

提出意見数：1 件（その他庁内意見 1 件）

○2019 年（令和元年）9 月 19 日「食品表示基準について」の一部改正において「落花生」については、特定原材料の品目が「落花生（ピーナッツ）」に改正されたことから、計画においても「落花生（ピーナッツ）」とした方がよい。

→ご意見をいただいた通り変更。（P43）